

G. 客室乗務員

2022年 総合安全要請

区分番号	要請番号	区分	優先度	新規・継続	要請先	要請事項	要請理由	備考
G01	1	客室乗務員の位置付け	A	新規	本	客室乗務員は早急に航空法に航空従事者として明記すること	アルコール検査が導入されていることから、客室乗務員の果たす保安要員としての重要性が自明である。また、保安や緊急時の対応等安全について専門的な技量と知識を有しており、こうしたことから、航空従事者として位置付けることが必要である。	
G02	1	新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策	A	継続	本・厚労省	国として航空会社に対し、マスクと手袋に加え、ゴーグル、フェイスシールド、ガウンなどの防護策を実施するよう指導すること	不特定多数且つ感染拡大地域からの旅客と接することから、飛沫・接触感染ともに常に感染リスクに不安を感じながら、乗務している。現在、日本航空では機内サービス時にゴーグルを着用し、化粧室清掃時にはフェイスシールドとポリエチレングアウンを着用している。感染防止策として、国が統一した防護策を制定し、実施するよう各航空会社に指導することが求められる。渡航先によっては旅客対応時に常時ゴーグルの着用を求める国もある。特に化粧室を含む清掃時においては、接触感染防止のため、ガウンやフェイスシールド等、追加の防護策が必要である。	
G03	1	客室乗務員編成数	A	新規	本	客室乗務員編成数は、現行の規定（客席数50席に対して客室乗務員1名）を見直し、緊急脱出・緊急着水時を考慮し、最少でも航空機の非常口数と同数とすること（翼上非常口は含まず）。また、B737シリーズやA320シリーズ機材については4名編成とすること	ICAO Doc 10072によると、緊急脱出を成功させる上で客室乗務員の人数と任務遂行能力は重要な要素であり、1人の客室乗務員が2か所の非常口を担当するのは困難であるとしている。各航空機製造メーカーのマニュアルが根拠とするICAO基準が、「非常口1か所に対し、客室乗務員を配置すべき」と推奨する新マニュアルを策定したことから、現行の各航空機製造メーカーのマニュアルに依ることなく、国の基準を見直すことが求められる。日本航空の一部のB737機材においては3名編成となっており、前方右側の非常口には客室乗務員が配置されていないため、前任客室乗務員のワークロードが高まり、安全上のミスを誘発しやすい状況となっている。	
G04	1	客室乗務員の勤務	A	新規	本	客室乗務員の勤務基準は、保安任務遂行の観点による疲労管理を基本とし、国が主体的に作成すること。また、航空会社に対し、疲労リスク管理が適切に行われるよう、指導すること	科学的知見（休憩時間や睡眠時間・時差と疲労回復の関係など多角的な観点からの研究）をベースにした施策を講じることが求められる。ICAOが疲労の影響を加味した勤務時間制限を運航乗務員に導入している。客室乗務員においても長時間勤務の疲労への影響を考慮した同様の観点での勤務時間制限が必要であり、早急に検討すべきである。EASAでは運航乗務員・客室乗務員ともに同じ勤務時間制限となっている。	運航乗務員にはICAOによる乗務時間制限が導入された。客室乗務員にも同様な制限が必要であることから理由を変更。
G04	2	客室乗務員の勤務	A	新規	本	航空会社に対し、客室乗務員への適切な休憩時間の付与を行い、疲労リスク管理を実施するよう指導すること	国内線乗務の便間においては客室乗務員は機内清掃や次便準備に追われ、食事や休憩が取れない勤務が連続することとなり、疲労が蓄積し、健康不安への声が出される実態となっている。こうした疲労が保安要員として安全運航に与える影響が懸念されるため、国が主体となり実態調査を行い、適切な休憩時間の付与や疲労リスク管理を指導することが求められる。	

G05	1	機内持ち込み手荷物	A	継	続	本	<p>国内線、国際線を問わず、機内安全の観点から、国として、定期航空協会が定める機内持ち込み手荷物の基準が確実に守られるよう、各航空会社に対し、指導すること</p>	<p>国内線では手荷物検査場にサイザーが設けられているが、サイザーを使用せずに手荷物を検査機に通す、また個数制限を超えた手荷物が機内に持ち込まれるケースが散見される。実際に座席数100席未満の小型機では機内で収納できない上、貨物室にもスペースの関係で搭載できない実態もある。そのため、チェックインまたはゲートでの受託を徹底させることで、機内持ち込み手荷物の制限を旅客に遵守させることを国が主体的に航空会社に対して指導することが求められる。また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ICAO CART "Take-off"ガイドンスでは機内における人と人の接触を可能な限り避けるための対策として「座席の下に収まる小さな手荷物を除き、すべての荷物を受託手荷物とし、可能な限り身軽な状態で搭乗する」よう求めている。</p>	<p>2021年要請で定期航空協会の基準の遵守を国の責任で求める趣旨に変更。新型コロナウイルスへの対応による理由を追加。</p>
-----	---	-----------	---	---	---	---	--	---	--